

# 高知くらしの護身術

186

## 資格商法二次被害

### あいまいな返事厳禁

(2010年10月19日掲載原稿)

「以前、受講した行政書士の通信教育講座が終了していない。合格するまでの生涯教育だ。やめるのであれば違約金 100 万円を払え」と、職場に電話が掛ってきたという相談がありました。

過去に資格講座関連の契約をしたことのある人たちに「講座が終了していないので必要」とか、「勧誘が来なくなるように名簿から抹消する」などと勧誘されて契約させられるという「資格商法二次被害」のトラブルが近年、増加しています。

二次被害に関する相談の割合が非常に高いのが資格商法の特徴です。特定商取引法では、電話勧誘販売について契約を締結しない意思表示した者への勧誘の継続や再勧誘を禁止しています。しつこい勧誘には、きっぱりと断る、つまり契約しない意思を伝えることです。電話を早く切りたくても、決してあいまいな返事をしない様に気を付けましょう。

また、勤務中に勧誘電話があったら、そもそもが業務に支障をきたしているので「勤務中ですので失礼します」と言って、話を聞かずに受話器を置いてしまうのも一つの方法です。

電話勧誘を受けて、契約をした場合、事業者は遅滞なく契約書を消費者に送ることが決められています。消費者は契約書を受け取った日から 8 日間は、クーリングオフ（無条件解約）ができます。クーリングオフ期間を過ぎた場合でも、契約書が渡されていなかったり、勧誘方法や契約時の説明などに問題があったケースは、契約を取り消すことができることもありますので相談してください。